

新しい種苗法

編集部

今年の6月、第84通常国会の最終日に、農産種苗法の一部を改正する法律案が可決成立し、7月10日に昭和53年法律89号として公布になりました。施行は6カ月以内なので新制度は年内にも発足することになります。そこでこの法律の内容はどんなものであるのか、お知らせいたします。

改正のベースとなったのは戦後間もない昭和22年に制定された現行の農産種苗法で、制度の対象とする植物の範囲の拡大、保護期間の延長、保護内容の充実等、各般にわたって改正が行われました。とくに今後の種苗の国際交流の促進の面から、近い将来植物新品種保護に関する国際条約（UPOV条約）への加盟も配慮して作成されており、国際的にも十分通用する植物新品種保護制度の制度化を図ったものであります。

今後わが国種苗行政の基本法ともいえるものであり、育種家や種苗業者はもちろん、農業生産発展の重要な鍵ともいえる新品種の種苗に基本的に関与する意味で、農林漁家にとってもきわめて重要なかかわりをもつものといえます。

この法律は、農林水産植物の新品種の育成者を品種登録制度によって保護し、育種の振興を図る“植物新品種保護制度”的整備を主たる内容としています。このほか、指定種苗の表示規制等によって適正な種苗の流通を図るための規定が設けられています。

I 品種登録制度の主な内容

登録の対象

品種登録の対象となる種類は、農林水産植物として政令で定めるものとされ、農林漁家で一般に

栽培されている作物は対象とする予定です。稻、麦、野菜、果樹、花き、飼料作物をはじめ、林木や食用きのこ、水産植物の海草等も対象とされます。現行法では野菜、果樹、花きの254種類が対象になっていますが、新法では制度発足当初に400種類前後を指定する予定で、制度開始までにその種類は公示することとされています。

登録の要件

出願して登録を受けられる品種は次の要件を満たす品種であればよく、交雑品種（F₁品種）でも固定品種でもよい。

①類似性——その品種を構成する各個体が、同一の世代についても、異なる世代についてみても、品種の特性において十分類似していること。

類似性の要件は、均一性、安定性ともいわれる品種本来の要件で、F₁品種の場合にはF₁の植物体だけでこの要件を満たせばよい。

②区別性——出願品種と既存品種とを比べて重要な形質にかかる特性が一つ以上異なっていること。

重要な形質とは、例えば花の色ということであり、特性とはその色が赤いとか白いということです。品種を区別するうえでどのような形質をとりあげるかは作物の種類によっても異なるので、制度の対象とする植物の種類を区分して、その区分された種類ごとに重要な形質を定め、農業資材審議会の意見を聞いて公表することとされています。これとともに既存品種の特性の分類調査についても年次計画に基づき逐次作業が進められています。

③未譲渡性——出願品種はその植物体の全部または一部を出願の日前に業として譲渡していてはならない。ただし外国では出願日から4年（果樹等の永年作物では6年）以内であれば業としての譲渡は許される。

この要件は、植物は、同一の品種を育成することはほとんど不可能であるが、増殖によって同一品種を複生することは固定品種では比較的容易であるという、植物本来の性質に基づくものであります。

なお、その譲渡が試験研究のためのものである場合、または品種の育成者、またはその承継人の意に反してされたものである場合は、譲渡されて

も、登録の妨げとはならず、またその品種の特性を公表することは出願の阻害要件とはならないことになっています。この点は工業所有権に関する特許とは大きく異なる点であります。

④品種名称の要件——出願品種には必ず一つの名称が付けられており、その名称が登録商標と同一類似でなく、その他誤認混同を生じさせるものでないことが必要である。

品種の名称は品種を識別する重要な指標であるので、この要件が付されたものであります。

これは新たに育成された品種であれば、育成方法のいかんを問わず、品種として特性が安定しており、適当な名称をもつ品種で出願前に業として譲渡されていなければ出願し、登録を受けられることとなります。

登録の要件から優秀性を除いてあるのは、優秀性の評価は時代の推移や国のかがい、個人の主観によっても異なる等、客觀性に欠ける面があり、諸外国でもこれを要件から除外していること等の理由によるからであります。

出願、登録できる者

出願、登録を受けることができる者は、その品種の育成者またはその承継人とされています。従来は、育成者またはその相続人でしたが、新法では相続人はもちろん第三者にでもその地位を承継できることにされました。

育種は共同で行われる場合が多いが、共同育種の場合の出願は承継人も含めてこれらの者が共同で出願することとされました。もちろん、これらの者の全員の合意により、共同育成者のある者、あるいは全員の地位を第三者に承継させることを妨げるものではありません。

なお、登録後に登録の名義を第三者へ変更することも新たに認められております。

このように、育成者保護の見地から、登録者の地位の財産的価値を高めるよう配慮されております。

職務育成品種の取り扱い

職務上育成された品種については、従来は育成者である従業者の許諾を得なければ、使用者である国、県または会社は出願することはできなかつたが、新法では、あらかじめ契約、勤務規則で定

めておけば使用者である国、県または会社が出願、登録を受けることができるようになりました。

この場合、従業者である育成者に対して対価の支払いの請求ができることとされ、特許における職務発明の場合と同様に取り扱われることとなり、職場における育成者の地位は実質的に高められるように配慮されております。

登録の効果

現行法では、登録名称を使用して登録種苗を業として販売する場合には登録を受けている者の許諾が必要であるとされていましたが、新法では、次の行為を行う場合には登録を受けている者の許諾が必要であることとされました。

①登録品種の種苗の有償譲渡（販売または物々交換）、有償譲渡の目的での生産、輸入等。

②容易に無性繁殖する植物（キク、ベゴニア等の観賞植物）について、通常種苗以外のものとされているもの（切り花や鉢もの）の葉、茎、根等、植物体の一部を繁殖させて得られる植物体の全部または一部を有償で譲渡すること。

③登録品種を親として利用して生産したF₁品種の種子を、種苗として、有償で譲渡し、または有償譲渡の目的で生産、輸入すること。

業としてというのは、反復継続、または不特定多数の者に対して行う行為、つまり商業的にという意味であります。

したがって、前記の①～③の行為が個人の趣味の範囲で行われることは自由であります。また、①については、農家が稻や麦等の固定品種の場合に通常行っているように、自家採種および登録品種の種苗から生産された生産物の販売をすることは自由であります。

②は観賞植物の特性に着目して定められた規定であり、切り花として買ってきたキクの茎葉を利用して増殖し、生産したキクの花を売る行為を制限することを意味し、この場合には生産物にまで制限が及ぶこととなります。

対象とする観賞植物の具体的な種類については農林水産省令で定めることにされています。

③は交雑品種（F₁品種）に対する特例的な規定であります。育種の振興の見地からはその育成の出発材料となる素材品種は自由に利用できること

が望ましく、登録品種といえども例外ではないという建前でこの新制度は仕組まれています。したがって、登録品種でも最初の交配親として使うことは自由であるが、登録品種を親品種として反復利用し、F₁品種を作る場合には許諾が必要となっています。

外国人の出願の取り扱い

外国人の出願については従来はなんら規定はありませんでした。したがって、外国人も日本人と同様に取り扱う平等主義がありました。

新法では外国人に対する規定を新たに設け、日本国内に住所および居所をもたない外国人は、その外国人の属する国が、日本人に対して品種の育成について、その国の国民と同様な条件で保護を認める国であり、その国でも日本でも、その種類が保護対象にされている品種である場合に限って、保護をする相互主義によることとなりました。

登録の有効期間

現行法では3年以上10年以下で農業資材審議会が定める期間とされ、実際には5年または7年として運用されていました。このため果樹等では登録の有効期間中には、もっぱら種苗の増殖だけを行い、期限が切れたころに一斉に売り出すということが行われて、保護されないと批判がありました。

新法では登録の日から15年(果樹等の永年作物では18年)と大幅に延長され、この点は十分に改善されております。

出願料および登録料

現行法は戦後間もないころに立法化されたものであるため、出願料は200円、登録料は全保護期間を通じて2,000円と現在ではきわめて低額ですが、新法では手数料の水準その仕組み等を改正することとし、出願料は3万円、登録料は1~3年は各年ごとに4,000円、4~6年、7~9年、10~12年および13~15年の各年につきそれぞれ6,000円、1万2,000円、2万4,000円、4万8,000円(永年性植物についての15年~18年についても、4万8,000円)とする予定となっております。

登録料の納付を途中で中止すると、その後の登録の効力はなくなります。登録料が後になるほど次第に高くなるのは、登録品種の普及は年を経る

ほど一般には多くなるはずであり、それに見合って登録料を徴収するという考え方で、特許の仕組みに似ております。

裁定

登録品種の種苗が登録を受けてから2年以上、適当に生産、販売されていないとき、または登録品種の種苗の生産、販売が公共の利益のため特に必要であるときは、このような行為をすることを望む者が農林水産大臣に裁定の申請をし、その裁定に基づいてこのような行為ができる措置を開き、登録を受けている者の不当な権利の独占により生ずる弊害を防止する等の規定が新たに設けられました。

審査と登録

現行法の審査は、優秀性が要件とされていることもあって、農業資材審議会の種苗部会で野菜、果樹、花きに関する学識経験者からなる委員20名によって行われ、これら委員が現物審査、現地調査および必要な栽培委託試験の結果を総合判断して、登録の可否および登録期間を決定してきました。

新法では、前述した通り、優秀性は登録の要件とはせず、類似性、区別性の条件を満たすものであれば出願登録できることとなるので、審査には農林水産省の職員(審査官)が当たり、書類審査、写真または現物審査、現地調査、必要な場合に行う栽培試験の結果から出願品種についての登録の可否を決め、大臣名で登録すべき旨を公表することとされています。

審査の効率化を図るため、出願品種と既存品種の特性の検索は近い将来、コンピューターによる方式を採用することとして準備中であります。

出願書にはその品種の育成経過とその品種の特性の詳細等を記すこととしているが、具体的な重要な形質については、前述のとおり、制度の発足までには定めて公表することとなっています。

現地調査は審査官がそれぞれの作物の専門家を帯同して、実施することとされています。

栽培試験は農林水産省の機関で直接的に、または都道府県の試験研究機関等に委託して実施することとしているが、果樹等の永年作物では一般には、現地調査を主体とし、審査効率をあげるよう

に努めたいと考えられています。

登録に際しては、種子作物では種子を、きのこ類では種菌の提出を求め、登録後の重要な証拠物件として農林水産省で預ることとなっております。しかし、果樹等の永年作物については、登録を受けている者が責任をもって、その品種の特性をもつ原母樹の保存に努めて貰うこととなりましょう。

II 指定種苗制度

現行法のもう一つの柱である保証種苗の表示規制による種苗の流通の適正化については、その呼称の変更と表示内容の一部改正のほか、新たに種苗業者等が遵守すべき基準を農林水産大臣が定め、公表する制度が設けられております。

指定種苗

従来の保証種苗は名称登録制度の対象となる農作物の中で、種苗業者の取り扱い量も多く、流通上重要な種苗を選び、野菜 28 種類、果樹 14 種類、花き 14 種類、合計 56 種類が対象となっていました。

新法ではより的確な呼称を期するため、「保証種苗」を「指定種苗」に改められました。指定種苗の種類は現行法を基礎に見直すこととなっていますが、発足当初はおおむね、現行の野菜、果樹、花きを予定しており、今後、飼料作物、きの子類等も指定していくことが検討されています。

指定種苗の表示事項

指定種苗に指定されると①種苗業者の氏名または名称および住所、②種類および品種、③生産地、④種子については、採種の年月または有効期限および発芽率、⑤数量、⑥その他、農林水産省令で定める事項（薬剤処理の有無、処理をした場合にはその薬剤名等を記載させる予定）、をその販売に当たって包装面に表示するか、表示した証票を添付することが義務づけられます。これを農林水産省の種苗検査官が抽出的に検査し、表示内容の適正につきチェックします。このような検査制限については従来とほとんど変わりはありません。

種苗業者等が遵守すべき基準

この部分は、今回新たに加わったもので、ねらいは種苗業者の自主的な管理による優良な品質の指定種苗の流通の確保であります。農林水産大臣

は、このため、特に必要と認めるときは、指定種苗の生産、調整、保管または包装につき種苗業者等が遵守すべき基準を定め、これを公表すること、この基準を守らない種苗業者等があるときは、これに対して、その基準を守るように勧告し、この勧告に従わない場合はその旨を公表することができることになっております。

III 現行法との移行措置

現行法農産種苗法の名称登録制度については、新法では次のように取り扱われることになります。

①現行種苗名称登録を受け、新法の施行時に現行法で定める有効期間（3～7年）がなお残っているものは、その残存期間については新法の品種登録を受けているものとみなし取り扱う。

②現行法の名称登録に出願して、新法施行時に登録の可否がまだ決定されていないものは、新法による出願をしたものとして取り扱われます。したがって、出願書の記載内容等については今後、新法の要領に基づいて補足し、審査を行うこととなります。

IV 種苗の品質向上と農家の利益向上を

種苗法の制定により、国は植物新品種保護の国際条約への参加の足場づくりができたわけですが、この法改正は、種苗が農業生産の基礎的資材に位置づけられていることにかんがみ、登録制度を拡充し、育種体制の強化をはかり、農業の発展に貢献することをねらいとしています。

したがって、種苗業者など関係者は、この法の趣旨によって、発芽率の高い、耐病性のつよい、品質のすぐれた種苗を農家に供給する社会的責任があるといえます。

国会が、当初の改正案を修正し、種苗業者が遵守すべき基準を定めることとし、また、検査規定を復活させたことは、農業生産の現場をになう農家の利益を第一義に考えたことにはかなりません。

育成者の保護とともに農家の利益を守ることが、新種苗法の目的として特に強調されています。

註) この記事は農林水産省農蚕園芸局種苗対策室丸山恵三室長の解説をもとに編集部でとりまとめたものであります。